

安全安心な貸切バスを実現するために

一般社団法人 沖縄県バス協会  
沖縄総合事務局指定  
一般貸切旅客自動車運送適正化実施機関

## 貸切バス適正化事業について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当バス協会は本県における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化実施機関となることを目指し、関係者の理解と協力を得ながら、平成29年6月26日付で沖縄総合事務局長より指定を受け、貸切バス適正化事業を行うこととなりました。

## 目 的

沖縄県内における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

## 事 業 内 容

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導。
2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を經營する行為の防止を図るための啓発活動。
3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
5. 貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
6. その他法人の目的を達成するために必要な事業

府運陸交第110号

認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会  
会長 小川 吾吉

令和2年3月6日付け沖バス協第63号で申請のあった令和2年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可申請については、道路運送法第43条の14第1項の規定により、申請のとおり認可する。

令和2年3月17日

内閣府沖縄総合事務局長 吉住 啓作



## 令和2年度収支予算書

令和2年 4月 1日 から 令和3年 3月 31日 まで

科 目	合 計	備 考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		負担金収入は基本は一括払い。ただし分割払いも認める。
(1) 経常収益		
関係団体負担金営業所割収入	7,770,000	
関係団体負担金車両割収入	8,071,000	
受取負担金計	15,841,000	
雑収益		
受取利息		
雑収入	0	
雑収益計	0	
事業活動収入計	15,841,000	
2. 事業活動支出		調査指導費：調査指導のための旅費交通費等
① 事業費支出		
調査指導費	1,500,000	
委託費	3,450,000	
事業費支出計	4,950,000	
② 管理費支出		
職員給与等	9,679,000	職員給与
退職給付費用	300,000	首席1名、事務員1名
福利厚生費	60,000	
法定福利費	850,000	福利厚生費：健康診断2名分
委員会費	200,000	
渉外費	7,000	
旅費交通費	130,000	
委員会謝金	160,000	
通信運搬費	108,000	
消耗什器備品費	50,000	
消耗品費	180,000	
印刷製本費	50,000	
車両維持費	144,000	
光熱水料費	130,000	
賃借料	1,140,000	
新聞購読料	36,000	
図書費	60,000	
車両リース料	401,760	
財務指導費	22,000	
雑費	80,000	
管理費支出計	13,787,760	
事業活動支出計	18,737,760	
事業活動収支差額	-2,896,760	
3. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		
(2) 経常外費用		
支払利息		
経常外費用計		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額		
一般正味財産期首残高	9,175,485	
一般正味財産期末残高	6,278,725	
II 投資活動収支の部		
(1) 投資活動収入		
借入収入	0	
投資活動収入計	0	
(2) 投資活動支出		
借入返済支出	0	
投資活動支出計	0	
投資活動増減額	0	
III 負担金調整費支出		
(1) 負担金調整費	0	
負担金調整費支出増減額	0	
IV 当期収支差額	-2,896,760	

1. 令和2年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

(1) 巡回指導の実施（沖縄総合事務局管内66営業所）

①原則として、令和2年2月1日現在の沖縄総合事務局管内の貸切バス事業者の営業所を対象に巡回指導計画を立て、公正かつ的確に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細かな指導を実施する。但し、国の監査対象等、休廃止事業者及び営業所を除く。

②関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労・睡眠不足運転、速度超過等を防止する啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。

(巡回指導計画)・・・令和2年2月1日現在の事業所及び営業所を対象

実施月	実施日数	実施営業所数	実施地区	備考
4月	4日	4ヶ所	本島・離島	
5月	7日	6ヶ所	本島・離島	
6月	4日	4ヶ所	本島	
7月	8日	8ヶ所	本島・離島	
8月	11日	11ヶ所	本島・離島	
9月	7日	6ヶ所	本島・離島	
10月	9日	7ヶ所	本島・離島	
11月	5日	5ヶ所	本島・離島	
12月	4日	4ヶ所	本島	
1月	7日	6ヶ所	本島・離島	
2月	6日	5ヶ所	本島・離島	
3月	0日	0ヶ所		
	計72日	計66ヶ所		

令和2年度 56事業者・66営業所

※1. 国との調整又は、天候等により変更が生じる事もあります。

2. 巡回指導は、(独)自動車事故対策機構沖縄支所職員を含め2～3名体制で実施致します。

府運陸交第111号

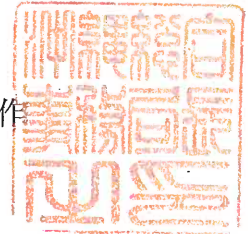
認 可 書

一般社団法人沖縄県バス協会  
会 長 小 川 吾 吉

令和2年3月6日付け沖バス協第62号で申請のあった令和2年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請については、道路運送法第43条の15第2項の規定により、申請のとおり認可する。

令和2年3月17日

内閣府沖縄総合事務局長 吉住啓作



## 令和2年度負担金の額及び徴収方法について

### 1. 負担金の額

- ① 1 営業所あたり 1 ヶ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・営業所数×@ 105,000 円
- ② 1 車両あたり 1 ヶ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・車両数 ×@ 7,000 円

### 2. 負担金の徴収方法

#### (1) 負担金の請求

負担金の請求は、令和2年2月1日現在の営業所数及び貸切バス登録車両数をもって、1 ヶ年分の負担額を算出し期首において請求する。

なお、負担金の納付は上記金額より算出し、一括払いで支払う方法又は分割払を希望する場合は四半期ごとに分割し納付することができる。

### 3. 負担金の精算

年度途中に於いて事業計画の変更が生じた場合の負担金の精算の可否については、下表のとおりとします。

事業の休廃止、許可の取り消し	精算を要する
事業の休止、再開	精算を要する
事業の譲渡及び譲受、事業の分割、合併、相続	精算を要する
「事業計画の変更」 ・ 区域の拡大に伴い、新たに適正機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・ 適正機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算を要する
事業計画の変更（上記以外）	精算を要しない



## 令和2年度負担金の算出基礎

具体的な算出方法として、必要経費を営業所割と車両割で折半をし各部門毎の負担額を決定の上、この数値を基に、営業所割及び車両割の単価を導き、毎年2月1日現在の営業所数と車両数に各単価を乗じて一事業者当たりの負担額を決定する。

- ①管轄内に存する営業所の数
- ②管轄区域内に存する事業用自動車の数